

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書

今、国民の心の健康は深刻な状況にあります。平成 20 年には、国民の 40 人に 1 人に当たる 323 万人が精神疾患で医療機関を受診しています。これは、糖尿病患者 237 万人、がん患者 152 万人など、主要疾患を上回る最大の患者数となっています。うつ病患者は 100 万人を超えており、国民の少なくとも 5 人に 1 人が一生に一度は精神疾患にかかるとも言われています。

また、自殺者は 14 年連続で 3 万人台となっており、その背景の多くには精神疾患があると考えられます。さらに、引きこもりは 70 万人、その予備軍は 155 万人とされており、加えて、虐待や依存症問題など、心の健康は国民一人ひとりにとって切実な問題となっています。

本市におきましても、平成 22 年度の精神障害者福祉保健手帳の交付者数は 3,034 人、自殺者数は平成 22 年で 108 人となっており、いずれも増加傾向にあります。

このような中、厚生労働省は平成 23 年 7 月に、医療計画の 4 大疾病であるがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に、新たに精神疾患を加え 5 大疾病とし、精神疾患を医療政策の重点疾患に位置づけることを決定しています。

しかしながら、日本の精神医療は、先進諸国で唯一精神科病院へ隔離収容する入院中心の医療となっており、その人員配置基準は、職員数で一般病院の半分、医師数では 3 分の 1 であるなど、一般病院と比較して低い基準の中では、精神疾患が重点疾患になっても十分な対応ができないのが現状です。

よって、国におかれては、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を柱とし、心の健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」を制定するとともに、心の健康を重要な施策として推進するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 16 日

長 崎 市 議 会